要領別紙４

林業・木材産業循環成長対策交付金事業

第１　趣旨

林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図る。

なお、本事業は、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」（平成 30 年３月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領」（令和５年３月 30 日付け４林政経第 899 号林野庁長官通知）、「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領」（令和５年３月 30 日付け４林政経第 900 号林野庁長官通知）、「林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方」（令和５年３月 30 日付け４林政経第 901 号林野庁林政部長通知）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第２　事業区分及び事業内容等

国要領の第２に基づき知事が作成する事業構想に基づく次のものとする。

１　林業・木材産業生産基盤強化対策

⑴　間伐材生産

生産基盤強化区域又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域で行う不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することによる本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積み込み、その他付帯施設整備とする。

⑵　関連条件整備活動

⑴と一体的に実施する以下のものとする。

ア　森林作業道整備

継続的に使用され、かつ、長野県森林作業道作設指針（平成 23 年８月１日付け 23 森推第 325 号林務部長通知）の基準を満たすものとする。

イ　鳥獣害防止施設等整備

野生鳥獣による森林被害の防止や野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

２　再造林低コスト化促進対策

⑴　低コスト造林の支援

ア　一貫作業システム

主伐との一貫作業による人工造林とし、施業内容は末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材を含まない。）、地拵え、苗木運搬及び植栽とする。

イ　低コスト造林

大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林とする。

ウ　下刈り

２齢級以下の林分で行う下刈りとする。

⑵　機械器具の整備

⑴の実施に必要な機械器具の整備

ア　苗木運搬用のドローンや架線（滑車等の付属機械器具含む）
イ　植え付けに要するディブルや電動植穴機
ウ　下刈りに要する機械器具（刈払機を除く）
エ　施行地管理用のドローン（ソフトウェア等の付属機械器具含む）
オ　その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

(3)　関連条件整備活動

(1)と一体的に実施する以下のものとする。

ア　森林作業道の整備

1の（2）のアに準ずる。

イ　鳥獣害防止施設等の整備

1の（2）のイに準ずる。

第３　事業実施基準等

1　林業・木材産業生産基盤強化対策

(1) 実施基準

①　森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合は、当該計画に基づいて行うこと。

②　森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。

③　１施行地は、0.1ha 以上とする。なお、１施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。

④　全ての施行地から１ha 当り 10m3 以上の間伐材の搬出を実施することとし、施行地毎に事業実施面積の過半から間伐材の搬出を実施すること。

⑤　伐採率は実施要領別紙１の第２の１の(1)のクの(ｱ)に準ずるとともに、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法（要間伐森林の間伐にあっては要間伐森林の間伐の方法を含む。）に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。

⑥　補助事業の間隔は実施要領別紙１の第２の１の(1)のキの(ｲ)及びクの(ｴ)に準ずるものとする。

(2)　細則

鳥獣害防止施設のうち防護柵については、簡易な工作物とする。なお、保護すべき施行地が小規模・分散している場合は、複数の施行地を含む森林を対象とすることができることとする。

2　再造林低コスト化促進対策

(1) 実施基準

①　森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第 10 条の８に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合（当該届出を要しない場合を含む。）には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行うこと。

②　森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。

③　従来の造林に比べ､効率化･低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。

④　一貫作業システムを実施するにあたっては、主伐時の集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。

⑤　１施行地は、0.1ha 以上とする。なお、１施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。

⑥　植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第２の１及び２において対象としている樹種（経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。）とする。

(2) 細則

①　補植、保育等成林に必要な保育管理その他局長が必要と認める事項を遵守すること。

②　主伐時の集材と人工造林の事業主体が異なる場合も支援対象とし、その場合の交付申請について、各事業を行う事業主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業主体が行うことも可能とする。

③　本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実行経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。

④　その他付帯施設整備は、間伐材生産と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等とする。

⑤　鳥獣害防止施設のうち防護柵については、簡易な工作物とする。なお、保護すべき施行地が小規模・分散している場合は、複数の施行地を含む森林を対象とすることができることとする。

３　事業主体

(1) 要綱別表に示す市町村、森林整備法人は、要領別紙１の第２の１の(2)のイに準ずる。

(2) 要綱別表に示す林野庁長官が別に定めるところにより、知事が選定した林業経営体は、「林業経営体の育成について」（平成 30 年２月６日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）に基づき選定された林業経営体とする。

第４　事業実施計画の作成等

１　林務部長（以下、「部長」という。）は、国の交付決定後速やかに、実施計画の提出期日を定め、地域振興局長（以下、「局長」という。）に通知する。

２　地域振興局長は、１による通知があった場合は、事業主体に実施計画の提出期日を定めて通知する。

３　事業主体は、２による通知があった場合は、信州の森林づくり事業（林業・木材産業循環成長対策交付金事業）実施計画書（以下、「実施計画書」という。）（要領別紙４－様式第１号）を作成し、要領別紙４－様式第２号により地域振興局長（以下、「局長」という。）に提出しなければならない。

４　局長は、３により提出のあった実施計画書の内容を確認し、適当と認めるときは、要領別紙４－様式第３号により承認するとともに、速やかに部長に報告する。

第５　早期着手

１　事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。

ただし、局長に対し実施計画書を提出し、協議のうえ、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

(1)　事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。

(2)　事業の実施に長期間を有するとき。

(3)　早期着手によりの増額防止が予想できるとき。

(4)　他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。

２　事業主体は早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（要領別紙４－様式第４号）を局長に提出する。

３　局長は、２の協議があり、１のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意（要領別紙４－様式第５号）する。

(1)　補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。

(2)　事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。

４　局長は、３の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書（要領別紙４－様式第６号）により部長に報告する。

5　事業主体は、早期着手後の入札等により事業費が減額となった場合は、速やかに変更計画書（要領別紙４－様式第７号）を作成し、要領別紙４－様式第８号により局長に提出する。

第６　補助金交付申請及び交付決定

1　部長は、局長に対し、第４の５の実施計画書のほか、必要に応じて把握した事業量に基づき、予算の範囲内で経費配分を通知する。

2　局長は、第４の４の規定により承認した実施計画書に基づき、事業主体の予算措置等のやむを得ない場合を除き速やかに予算の範囲内で事業主体に補助金の内示（要領別紙４－様式第９号）をする。

3　２の内示を受けた事業主体は、速やかに信州の森林づくり事業（林業成長産業化総合対策事業）補助金交付申請書（要領別紙４－様式第 10 号）に次の関係書類を添付して局長に提出する。

なお、交付申請の単位は個々の施行地を最低単位として申請することができるものとするが、森林経営計画に基づく場合等一体的に実施すべき事業であって、同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請できるものとする。

(1)　信州の森林づくり事業（林業成長産業化総合対策）実行内訳書（要領別紙４－様式第 11 号）

(2)　信州の森林づくり事業（林業成長産業化総合対策）実行経費内訳書（要領別紙４－様式第 12 号）

(3)　位置図（施行地の位置を示した 50,000 分の１の地形図）

(4)　施業図（施行地の測点及び測線を示した 5,000 分の１の森林計画図）

(5)　実測図（要領別紙４－様式第 13 号）

要領別紙１第５の３の（１）に準ずる。

(6)　誓約書（要領別紙４－様式第 10－２号）

(7)　その他局長が必要と認める書類

4　事業主体は「農林水産業・食品産業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和３年２月 26 日付け２林政第 458 号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け　チェックシート」（「以下チェックシート」という。）を記入の上、補助金の申請に当たり局長へ提出するものとする。

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組みを行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入するものとする。

ただし、過去１年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去１年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

5　事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

6　局長は、３の補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金の交付決定（要領別紙４－様式第 14 号）をする。

第７　補助金の計算等

補助金額は、次の１より算出された額（百円未満切捨て。以下、「定額」という。）と補助事業の実行に要した経費（百円未満切り捨て。以下、「実行経費」という。）を比較によりいずれか低い額とする。

なお、関連条件整備活動の実行経費は、第２の１の(1)及び第２の２の(1)の実行経費とは別に算出しな

ければならない。

1　定額

定額は、次に定めるところにより求める。なお、事業量については、面積は小数点第３位以下切捨て、延長は整数未満切捨てた値とする。

（1）林業・木材産業生産基盤強化対策

ア 間伐材生産

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額

定額単価×（１＋間接比率）×事業量（100 円未満切捨）

イ 関連条件整備（森林作業道整備）

定額は、事業単位ごとの森林作業道の開設延長の合計に定額単価（１ｍ当たり 2,000 円）を乗じて求める。

ウ 関連条件整備（鳥獣害防止施設等）

定額単価（標準単価×（１＋間接比率）×1/2）×事業量（100 円未満切捨）

（2）再造林低コスト化促進対策

ア　低コスト造林の支援

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額

定額単価×（１＋間接比率）×補助率×事業量（100 円未満切捨）

ただし、適用となる補助率は以下の表のとおりとする。

なお、末木枝条の集材の実行経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。

工種	条件	補助率
一貫作業システム	実行経費が 1,601 千円/ha より 20%以上削減され、1,276 千円／ha 以下となった場合	２／３
	上記の達成が困難な場合	１／２
低コスト造林	実行経費が 1,097 千円/ha より 20%以上削減され、867 千円／ha 以下となった場合	２／３
	上記の達成が困難な場合	１／２
下刈り	同一施工地における３回までの下刈り	２／３

イ　機械器具の整備

機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費（実行経費）

また、補助率は本体事業に準ずることとする。

実行経費×補助率（100 円未満切捨）ただし、１事業主体ごとに 1,000 千円（実行経費）を上限とする。

ウ　関連条件整備活動

アの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、補助率は本体事業に準ずることとする。

(ｱ) 森林作業道の整備

定額は、事業単位ごとの森林作業道の開設延長の合計に定額単価（１ｍ当たり 2,600 円（補助率２／３の場合））又は（１ｍ当たり 2,000 円（補助率１／２の場合））を乗じて求める。

(ｲ) 鳥獣害防止施設等の整備

定額単価（標準単価×（１＋間接比率）×補助率）×事業量（100 円未満切捨）

2　本事業と他の国庫補助事業等の伐採等を一体的に実施する場合であって、施行地別の経費が明確に区

分し難い場合は、伐倒作業に要した経費は施業面積により、搬出作業に要した経費は搬出材積により按分して算出し、これらを合算した金額をもって本事業の実行経費とすることができる。

3　自己所有森林

森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 森林所有者自らが間伐材の生産に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、林務部が定める事業実施年度に該当する「林業土木事業設計単価表」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

(2) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

第８　計画および補助金額の変更

1　実施計画の変更

事業主体は、実施計画の遂行に務めるものとし、やむを得ず事業の変更が生じた場合は、次の区分ごとに必要な手続きを第 10 に規定する実績報告の前に、速やかに行うものとする。

(1) 重要変更

①　実施計画書毎の補助金総額の増又は３割を超える減並びに林業・木材産業生産基盤強化対策及び再造林低コスト化促進対策の計画面積の３割を超える減が生じる場合は予め変更承認申請書（要領別紙４－様式第 15 号）を局長に提出する。

②　局長は、前号の申請があった場合は、内容を審査し、災害その他、申請者の責に帰さない事由によりやむを得ないものと認められ、変更により既配当の変更が生じる場合は、要領別紙４－様式第 16 号により部長と協議を行う。

③　局長は、前号の協議が同意され、部長から経費配分が通知された場合などは、要領別紙４－様式第 17 号により変更承認を行う。

(2) 軽微な変更

(1)に該当しない変更が生じるときは速やかに変更報告書（要領別紙４－様式第 18 号）を提出する。

なお、現場完了時等に明らかとなったもので、(1)に該当しない変更は、第 10 に規定する実績報告書によることができる。

(3)　契約報告

①　事業主体は、入札等により契約を締結したときは、速やかに契約書（工事請負契約書、委託契約書等）の写を添えて変更報告書（要領別紙４－様式第 18 号）を局長に提出する。

②　事業主体は、設計積算によらない補助金交付申請を行った事業について、実行経費が明らかになった場合は、第７により補助金額を算出し、速やかに実行経費内訳書（要領別紙４－様式第 12 号）を添えて変更報告書（要領別紙４－様式第 18 号）を局長に提出する。

③　①又は②により実施計画書毎の補助金総額の増又は３割を超える減をする必要がある場合は、(1)に基づき変更を行なう。

(4)　変更内示

局長は、(1)、(2)又は(3)により内示額の変更が必要な場合は、要領別紙４－様式第 19 号により変更内示をする。

2　補助金の変更

(1) 実施計画書の変更により、補助金を変更する必要がある場合は、当該申請に掛かる補助金変更交付申請書（要領別紙４－様式第 20 号）を局長へ提出する。

(2) 局長は、前号の申請があったときは、内容を審査の上、補助金の変更交付決定（要領別紙４－様式

第21号）をする。

(3) 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額があり、かつその総額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額し、消費税仕入控除税額集計表（要領別紙４－様式 22 号）を添付して報告及び申請しなければならない。

第９　事業の中止、廃止、完了期限延長

1　事業主体は、事業の中止及び廃止及び完了期限延長（国との協議を要さない完了期限延長は除く。）をしようとするときは、承認申請書（要領別紙４－様式第23号）を、局長を経由して部長に提出する。

2　部長は、１により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。

3　事業主体は、国に協議を要さない完了期限延長をしようとするときは、承認申請書（要領別紙４－様式第23号）を、局長に提出する。

4　局長は、３により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認められるときは承認し、速やかに部長に報告（要領別紙４－様式第24号）する。

第10　実績報告書

1　事業主体は、事業が完了したときは、信州の森林づくり事業（林業・木材産業循環成長対策事業）実績報告書（要領別紙４－様式第25号）を局長に提出する。

なお、提出書類および提示書類は別表のとおりとするほか、局長が必要と認めた書類とする。

2　第６の４のただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

第11　実績調査

局長は、実績報告書及び補助金交付概算払請求書の提出があったときは、別に定める信州の森林づくり事業調査要領（以下「調査要領」という。）により速やかに事業調査を行なうものとする。

第12　補助金の交付及び確定

1　補助金の算出

局長は、調査の結果適当と認められた箇所については、調査要領に規定される調査調書兼復命書を作成すると共に、補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙４－様式第 26 号）を作成するものとする。

なお、県が作成した信州の森林づくり事業補助金交付事務システムにより出力される様式を用いる場合は標準単価を定額単価、標準経費を定額に読み替えることとする。

2　補助金の確定

局長は、申請者に対して規則第13条に規定する確定（要領別紙４－様式第27号）通知し、補助金を交付するものとする。局長は、確定をした場合は、速やかに部長に報告する。

この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

(1) 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書（要領別紙４－様式第26号）のとおりであること。

(2) 規則、要綱、本要領の規定に従わなければならないこと。

(3) 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。

(4) その他局長が必要と認めること。

3　市町村等への通知

局長は、２に基づき補助金の確定をしたときは、結果を市町村長に通知（要領別紙４－様式第28号）するものとする。

第13　補助金の請求

要綱第６に規定する補助金交付の請求（概算払を含む。）は、信州の森林づくり事業（林業・木材産業循環成長対策事業）補助金交付請求書（要領別紙４－様式第 29 号）により行うものとし、補助金交付の請求額は、補助金の確定額とする。

第 14　繰越

1　事業主体は、原則として、第６の５の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越すことはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 事故繰越

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 3 項のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合（3 月 31 日までに債務が確定しないもの）に繰越すもの。

(2) 明許繰越

地方自治法第 213 条第 1 項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの。

2　事業主体は、１の(1)、(2)に掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、信州の森林づくり事業（林業・木材産業循環成長対策事業）繰越承認申請書（要領別紙４－様式第 30 号）を、事業実施年度の１月 31 日までに局長に提出するものとする。

3　局長は、２の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から 2 週間以内に部長に協議（要領別紙１―様式第 31 号）するものとする。

4　部長は、３の規定による協議があったときは、国と調整を行い、議会の議決を得た上で、同意（要領別紙１―様式第 32 号）するものとする。

5　局長は４の同意があった場合、事業主体に対し、繰越承認（要領別紙１―様式第 33 号）するものとする。

6　事業主体は、第 4 四半期において、第 13 の規定による概算払いの請求をしようとするときは、前号の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除して請求するものとする。

第 15　その他

国要領第３の２に規定する年度事業計画における事業実施予定に掲げた個別指標の達成状況等を部長が調査するにあたり、市町村長及び事業主体は協力しなければならない。